

農業委員会活動の「さらなる取り組み」に関する申し合わせ決議

農業委員会系統組織では、平成23年度から「地域の農地と担い手を守り活かす運動」に取り組んでおり、本年度で最終年度を迎える。期間中の成果を総括する意味でも、農地制度の適正執行と透明性の確保にさらに留意しつつ、遊休農地の解消と担い手への農地集積に目に見える成果を収めて行かなくてはならない。このためには、各農業委員会の管内全ての農地を把握する農地パトロール（農地利用状況調査等）を徹底実施し、農地基本台帳のさらなる精度向上と情報の活用を進めることが欠かせない。

特に当年度は本格的な「人・農地プラン」推進が2年度目を迎えることもあり、人と農地の問題解決を本来業務とする農業委員会組織として、地域における話し合い活動の推進を図るほか、農地の貸し手意向の把握と担い手への結びつけ活動に積極的に取り組んでいく必要がある。

行動する農業委員会として、実践と点検・評価・改善のプロセスに取り組み、農業委員会活動の「見える化」を進めることで、存在意義を高めていくことが重要となっている。

よって、われわれは、農業委員会活動の「さらなる取り組み」による実績確保に向けて、下記の事項を申し合わせ、決議する。

記

1. 地域に根差した農業委員会活動の「さらなる取り組み」を進めよう

- (1) 「人・農地プラン」の作成にあたって、市町村や関係機関団体と連携して、積極的に検討の場や地域・集落の話し合いへ参画するとともに、農地の貸し手意向の把握と担い手への結びつけ活動に取り組むこと。特に遊休農地については、所有者等の意向把握を徹底し、貸し手意向農地情報を担い手に向けて発信するよう努めること。

- (2) 農業委員会系統組織として、当面担い手がいない農地の保全管理や農地利用の集積、再配分による面的な農地利用を実現するため、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人等との連携の一層の強化を図ること。市町村域を越えた広域的な農地調整についても、農業委員会と認定農業者等担い手との農地情報交換会を開催するなど農業委員会系統組織の力を発揮できる仕組みの構築に取り組むこと。
- (3) 認定農業者制度の見直しを踏まえた地域農業の担い手確保・育成の取り組みを強化するとともに、担い手の確保が困難な地域における「新たな農業のパートナーづくり」として、他地域からの入り作者や新規就農、企業参入の取り組みを支援すること。
- (4) 農地基本台帳の補完・整備を徹底するとともに、農地の有効利用に向けたマッチングのための、農地情報の提供や受け入れ情報の収集・発信の取り組みを強化すること。
- (5) 農業・農村現場の声を積極的に積み上げ、その意見の公表等により、農業・農業者の公的代表としての役割を果たすこと。
また、農業・農業者に関する情報提供活動の取り組みを強化すること。
- (6) 平成25年度からスタートする農業者年金「加入者累計13万人に向けた前記3カ年運動」の達成に向け、加入推進の取り組みを強化すること。

2. 農地の確保と有効利用のため、農地制度の適正執行に努めよう

- (1) 毎年、管内の全ての農地について農地利用状況調査を実施すること。
この際、農業委員や協力員、事務局等が地域を分担して日常的に利用状況を把握するほか、臨時職員の雇用等により全域漏らさず点検し、不適切な利用については農業委員が指導を行うなど、役割分担や実施方法を工夫すること。
- (2) 農地利用状況調査で把握した遊休農地については、所有者等への指導の徹底を図り、人・農地プランへ載せるなど、担い手への集積による活用を推進すること。貸付意向を示さず指導にも全く応じない農地所有者

には知事による特定利用権の設定も含め、迅速かつ厳正に対応する。また、山林原野化して農地への復元が見込めない土地については、非農地通知を行い、活かすべき農地の範囲を明確化すること。

- (3) 農業生産法人や解除条件付き貸借による農業参入法人等からの報告書の徴収を徹底し、要件確認を通じて適正な農地利用を推進すること。
- (4) 農地転用許可制度についての一層の啓発を行うとともに、無断転用農地等の問題案件の是正指導を徹底すること。
- (5) 農業委員会総会等における農地法等の審議の透明性の一層の確保を図ること。

3. 農業委員会組織・活動の体制強化を図ろう

- (1) 農業委員自らの資質向上や意識改革を進めるとともに、農業委員会における活動計画の策定と点検・評価および改善の取り組みを通じて、地域農業と農村の課題解決に貢献すること。
- (2) 農業委員の地区担当制の整備を図るとともに、活動記録の作成を徹底すること。
- (3) 女性・青年農業者、認定農業者等の担い手の選挙委員としての立候補を促す環境づくりを推進するとともに、選任委員について幅広い分野の学識経験者の参画を得られるよう関係方面への働きかけを行うこと。特に、男女共同参画の観点から「女性農業委員ネットワーク」の活動との連携を通じて女性農業委員の選出に努めること。
- (4) 農業委員会の事務局体制の強化に向けた市町村長部局への働きかけを行うとともに、「農地制度実施円滑化事業費補助金」等の活用により、農地相談員や事務補助員、農業委員会協力員を設置するなど、農業委員会の体制整備に努めること。